

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳の頃、姉が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。以後は、私が昭和 45 年 3 月に父の会社の厚生年金保険に加入するまで、姉が家族の分と一緒に区の集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていた。当時同居していた父母、及び姉の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②については、私は、保険料を未納のないように納付していた。申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間①後の昭和 47 年 7 月に払い出されており、申立人の所持する同年 7 月 12 日発行の国民年金手帳には、資格取得日が「47 年 5 月 1 日」と記載されており、47 年度国民年金印紙検認記録欄と印紙検認台紙の 47 年 4 月の欄には「納付不要」と押印されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した昭和 57 年

7月時点でも当該期間の保険料は納付することが可能であるなど、当該期間についても保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与は4月、7月及び12月の年3回支給されており、申立期間において賞与支払及び保険料控除があったので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、給与が振り込まれていたと記憶する金融機関から提出された申立人に係る預金元帳及びB健康保険組合が保管するA社における申立人に係る適用台帳によると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る上記健康保険組合の記録から、22 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月21日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和36年3月22日に入社し、平成12年3月21日に退社するまで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社内における職務経歴に関する資料によると、申立人は、昭和36年3月22日から平成12年3月20日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の職務経歴に関する資料によると、申立人は、昭和39年4月21日から46年2月2日まで関連会社であるB社に派遣されていたことが確認できる。このことについてA社は、同社在籍のままB社に出向し、この間もA社が雇用主であったことは間違いない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社は、出向している期間も同社が雇用主であったとしていることから、昭和39年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月16日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和54年7月16日付けでB支店から本社に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びA社が加入している国民健康保険組合の加入記録並びに同社から提出された人事台帳並びに申立人から提出された俸給支給明細書（昭和54年7月分及び同年8月分）によると、申立人は、申立期間において同社に勤務し（昭和54年7月16日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記人事台帳から昭和54年7月16日であることが確認できるが、A社は、月の途中で異動があった場合、人事台帳には実際の異動日を記載するが、被保険者資格の得喪に係る届出については翌月の1日付けで行う取扱いがあった旨供述している。この点について、申立人と同様に、同年8月1日付けで同社本社において被保険者資格を再取得した従業員15人のオンライン記録を確認したところ、直前の事業所における資格喪失日は、同社本社における資格取得日と同日の同年8月1日であり、被保険者記録が継続していることが確認できる上、そのうち二人の人事記録上の本社への異動日は、それぞれ同年7月16日、同年7月20日であり、同社における社会保険の届出事務の取扱いに関する供述とも符合していることなどから、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年8月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記昭和 54 年 7 月分の俸給支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は納付したか否かについて不明としているが、資格喪失の届出に誤りがあったと思う旨回答している上、同社本社における資格取得日については、上述の取扱いに関する供述どおりであるが、同社B支店における資格喪失日については、上記人事台帳において確認できる申立人の異動日と一致しており、当該異動日である昭和 54 年 7 月 16 日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主は同日を申立人の同社同支店における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 4 月の賞与について受け取ったかどうかの確認依頼の書面が年金事務所から郵送されてきたので預金通帳を確認したところ、同年 4 月 30 日に期末賞与が振り込まれていたため、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間における賞与の振込金額が確認できる預金通帳及びB健康保険組合が保管するA社における申立人に係る記録によると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る上記健康保険組合の記録から、18 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 16 年 2 月 1 日、資格喪失日は 17 年 6 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から 17 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 16 年 2 月 1 日から 17 年 5 月 31 日まで A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における資格取得日は平成 16 年 2 月 1 日、資格喪失日は 17 年 6 月 1 日と記録されていたところ、同年 7 月 7 日付けで、遡って 16 年の定時決定及び当該資格喪失日を取り消され、同年 7 月 11 日付けで、当該資格取得日も取り消されていることが確認できる上、事業主を除く全ての従業員 3 人についても、申立人と同様に、同年 7 月 7 日付けで、被保険者記録を取り消されていることが確認できるとともに、そのうち一人は、当該取消処理日の翌日である同年 7 月 8 日付けで、取り消された被保険者記録について、再度被保険者記録として処理されていることが確認できる。

また、A社は、上記遡及取消処理の理由について、社会保険事務所（当時）に提出した届け書において、「名義借りの架空社員であったため。」としているところ、B年金事務所は、「遡及処理時においては、本来であれば、出勤簿・賃金台帳等において事実確認を行うところだが、架空社員のため確認すべき書類が存在しないと事業主から言われたことにより、理由書により遡及処理を行ったと思われる。」と回答しており、取り消された被保険者記録について再度被保険者記録として処理されている上記一人についても、同様の理由により処理が行われていることが確認できることから、社会保険事務

所は、架空社員であるとの事実確認を行わず、当該遡及取消処理を行ったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録について、社会保険への加入により平成16年2月2日付けで資格喪失し、また、社会保険を離脱したことにより17年6月1日付けで資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記遡及取消処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日を平成16年2月1日、資格喪失日を17年6月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記遡及取消処理前の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月11日は40万5,000円、同年12月12日は47万5,000円、16年7月9日は40万9,000円、同年12月14日は49万7,000円、17年7月13日は38万8,000円、同年12月14日は27万2,000円、18年7月13日は17万4,000円、同年12月15日は11万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年7月13日
⑥ 平成17年12月14日
⑦ 平成18年7月13日
⑧ 平成18年12月15日

A社に勤務した期間のうち、総報酬制が導入された平成15年7月から18年12月までにおいて、夏期と冬期合わせて8回の賞与が支給されたが、これについて厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額から、平成15年7月11日は40万5,000円、同年12月12日は47万5,000円、16年7月9日は40万9,000円、同年12月14日は49万7,000円、17年7月13日は38万8,000円、同年12月14日は27万2,000円、18年7月13日は17万4,000円、同年12月15日は11万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び申立期間⑤から⑧までに係る賞与については、平成19年5月10日に合算して支払った旨の賞与支払届を社会保険事務所に提出したものの、同年5月は申立人に係る資格喪失月であったことから、納付済みの保険料は翌月以降に充当されたことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月1日から7年4月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は6年11月1日、資格喪失日は7年4月28日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年11月1日から7年4月28日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格取得日について、当初、平成6年11月1日と記録されていたところ、7年4月28日付けで、遡って取り消されていることが確認できる上、申立人と同様に、従業員二人について、遡って被保険者記録が取り消されていることが確認できるとともに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日についても、遡って6年9月30日と記録されている。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間において法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理及び申立人に係る上記資格取得日の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を平成6年11月1日、資格喪失日を当該取消処理日である7年4月28日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消処理前の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年4月28日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、当該期間のうち、同年4月28日から同年5月10日までの勤務は確認できる。

しかしながら、事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人の当該期間における保険料控除を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成7年5月11日から同年7月1日までの期間については、申立人の勤務を確認することができない上、申立人は、当該期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る上記取消処理日以降については、社会保険事務所における事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成7年4月28日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB事業部からC事業本部への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びD健康保険組合の加入記録並びにA社の人事を担当するE社から提出された人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年1月1日に同社B事業部から同社C事業本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年1月から同年4月までを20万円、同年5月を13万4,000円、同年6月を14万2,000円、同年7月を16万円、同年9月を14万2,000円、同年10月から17年2月までを20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額記録については、平成17年3月及び同年4月を20万円、同年5月を15万円、同年6月を13万4,000円、同年7月を12万6,000円、同年8月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月11日から同年5月29日まで
② 平成15年5月29日から16年1月1日まで
③ 平成16年1月1日から17年3月17日まで
④ 平成17年3月17日から同年9月1日まで

A社B校に勤務した申立期間①、C社B校に勤務した期間のうちの申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額と相違している。また、C社B校に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間における「勤務明細報告書および支払明細書」を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、平成16年1月から同年7月まで及び同年9月から17年2月までについて、申立人から提出された「勤務明細報告書および支払明細書」において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成16年1月から同年4月までは20万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月は16万円、同年9月は14万2,000円、同年10月から17年2月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、平成16年8月について、上記支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間④について、上記支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年3月及び同年4月は20万円、同年5月は15万円、同年6月は13万4,000円、同年7月は12万6,000円、同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いことから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、上記支払明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間②のうち、平成15年5月29日から同年7月1日までの期間について、上記支払明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、C社における就業規定により、2か月の試用期間があったことがうかがえ、また、事業主及び複数の従業員は、「試用期間は厚生年金保険に加入させず、保険料

も控除していなかった。」旨回答している。

一方、申立期間②のうち、平成15年7月1日から16年1月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、上記支払明細書及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、当該期間においてC社B校に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成16年1月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は申立期間②において法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、申立人以外の複数の従業員は、C社から申立期間②のうち、平成15年7月1日から16年1月1日までの期間における厚生年金保険料は返金されたと回答しており、同僚から提出された同社の事務担当者が当該同僚に送信した同年1月22日付けの電子メール及び預金通帳の記載内容が一致していること、同僚と同様に、申立人へ同年1月23日に振り込まれた給与が他の月と比較して多いことが確認できることから、同社によって申立人の給与から一旦控除された厚生年金保険料は申立人に対して返金されたものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格取得日（平成15年5月29日）に係る記録を取り消し、平成16年1月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月7日から15年5月29日まで
② 平成15年5月29日から16年1月1日まで
③ 平成16年1月1日から同年10月1日まで

B社に勤務した申立期間①及びA社に勤務した期間のうち申立期間③の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、A社に勤務していた期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③の「勤務明細報告書および支払明細書」を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人から提出された「勤務明細報告書および支払明細書」及び複数の同僚の回答により、申立人は当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成24年3月6日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日が15年5月29日、標準報酬月額が22万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立人以外の複数の従業員についてA社から厚生年金保険料が返金されたこと並びに申立人から提出された同社の事務担当者が申立人に送信した平成16年1月22日付けの電子メール及び預金通帳の記載内容が一致していることが確認できたことから、同社によって申立人の給与から一旦控除された厚生年金保

険料は申立人に対して返金されたものと認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

C年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社であるD社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社本店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に昭和 50 年から平成 4 年まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B部からC部に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の勤務状況についての回答書から、申立人は、申立期間についても同社に継続して勤務し（昭和 63 年 9 月 1 日に同社B部から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和 63 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人について申立期間の加入記録が無いのは、当時の担当者が資格喪失届を誤って提出したためであると思うとしている上、事業主が資格喪失日を昭和 63 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年4月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年10月1日まで
② 平成5年10月1日から同年11月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されていることが分かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、平成4年4月から同年9月までは50万円、同年10月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、4年4月に遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成5年4月7日付けで、4年4月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、事業主は、「当時は、経営状態が悪く、厚生年金保険料の支払ができない時期があった。」と供述しており、上記遡及減額訂正は、厚生年金保険料の滞納を解消するために行われたものと考えられる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①当時、同社の取締役であったことが確認できるが、当該期間において雇用保険の加入記録がある上、同社における当時の事業主及び従業員は、「申立人は、当時、取締役であったが、現場管理の担当であり、厚生年金保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が上記遡及減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及減額訂正処理を

行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年4月から5年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、A社を退職する頃に事業主から受け取っていた給与は月額50万円くらいであったので、申立期間②の標準報酬月額は50万円になるはずであると主張している。

しかしながら、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で24万円と記録されているところ、当該処理は平成5年8月12日付けで行われており、適切な時期に処理されていることから、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、事業主は、A社は既に廃業しており、申立人に係る保険料控除を確認できる資料を保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を保有していないとしていることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことについて確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年8月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20年8月は34万円、同年9月から21年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から21年9月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額と相違していることが分かった。手元に残っている給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年8月から21年8月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、28万円と記録されているところ、申立人及びA社から提出された給与明細書により、20年8月は標準報酬月額34万円、同年9月から21年8月までは標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年8月は34万円、同年9月から21年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年9月から20年7月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、28万円と記録されているところ、上記給与明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が 28 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年8月1日であったと認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から21年7月までの標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年頃まで

A社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、年金事務所から、資格取得日は昭和19年10月1日であるが、資格喪失日の確認ができないので、第三者委員会に申し立ててほしいとの回答があった。同社には15年から21年頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における資格取得日は昭和19年6月1日（ただし、厚生年金保険法において、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は保険料徴収の施行準備期間であることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。）とされており、当該被保険者名簿では20年6月の標準報酬月額の記録が確認できるが、当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳のいずれにおいても申立人に係る資格喪失日は記録されていないことが確認できる。

また、A社が保管している厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日であることが確認できるが、資格喪失日の記載が無く、同社は、申立人の退職日を確認できる資料を保管していないと回答しており、当該資格喪失日について確認できる資料が無い。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、複

数の被保険者についても資格喪失日の記載が無く、年金事務所は、その理由は不明であり、ほかに資格喪失日を確認できる資料を保管していないとしていることから、社会保険事務所において同社に係る年金記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、申立人は、昭和15年から21年頃までA社に勤務し、同社を退職することなく同社の関連会社であるB社に異動し、C店に勤務したと主張しているところ、B社又はC店に勤務していたとする被保険者が確認できる事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、A社における申立期間当時の複数の従業員は、同社からB社に異動した従業員がいたと供述していることから、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を21年8月1日とすることが必要である。

なお、昭和19年10月から21年7月までの標準報酬月額については、申立人の上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年9月まで
私は、昭和48年5月に婚姻してから、元義父の経営する会社の経理の仕事をしていた。その後間もなく元義父が私の国民年金の加入手続を行い、私が、給与から国民年金保険料を天引きし、他の従業員の保険料と一緒に金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年12月に元義父が経営していたとする会社が加入していた事業団から元夫と連番で払い出されており、同事業団の国民年金記号番号簿兼納付状況調には、申立人及びその元夫の国民年金保険料の納付委託開始は「51年11月4日」、保険料徴収開始は申立期間直後の「51年10月」と記載されていることから、保険料徴収開始前の申立期間当時に従業員と一緒に保険料を同事業団に納付することはできない。

また、申立人と手帳記号番号が連番で払い出されている元夫の申立期間の保険料も未納であり、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続を行ったとする元義父は、国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和51年12月に払い出された手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持している以外に年金手帳を所持していた記憶は無いと述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする元義父から当時の状況を聴取することができないため、加入手続の時期等、加入手続の状況が不明である上、申立人は保険料の納付額についての記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年8月までの期間及び16年8月から17年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から9年8月まで
② 平成16年8月から17年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を当時居住していた市役所又は支所に納付通知書を持参し、それぞれの窓口で納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の基礎年金番号は、申立期間後の平成9年9月1日付けで申立人が厚生年金保険に加入したことにより同年9月2日に付番されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、現在所持している青色の年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶が無いなど、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、居住地の支所に国民年金の納付通知書を持参し、窓口で保険料を納付したとしているが、当該期間当時、支所の窓口では国庫金である保険料を納付することはできなかつた上、当該期間当時、当該支所内に窓口を開設していた金融機関でも、保険料の収納は行っていなかったとしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶は明確でなく、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から58年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を送付される納付書で金融機関から納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続の時期、保険料の納付額、納付時期及び納付回数に関する記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和58年5月に払い出されていることが手帳記号番号の払出簿で確認でき、当該払出時点で、申立期間当初の56年3月の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間のうち同年4月以降の保険料は過年度納付することが必要となるが、母親は、過年度納付に関する記憶が明確でないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、昭和56年12月に店を営み始め、57年春頃に商工会の担当者に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料は金融機関の口座から引き落としにしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年春頃に国民年金の加入手続を行い、その時に現在所持している年金手帳を交付されたとしているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の62年6月頃に払い出されている上、所持する年金手帳は、60年の国民年金法改正後に使用されはじめた手帳であるほか、申立人の国民年金被保険者記録は、申立人が外国籍であるため、国民年金被保険者資格の国籍要件が撤廃された57年1月1日付けで資格取得したものと推察される。

また、手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間の一部は過年度分の保険料であるため納付書により金融機関の窓口で納付する必要があるが、申立人は申立期間の保険料は最初の月から口座振替で納付し、納付書で納付したことはないと述べているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

平成 15 年 4 月に支給された賞与額は 3 万円から 5 万円の間だったと思うが、いつもより厚生年金保険料控除額が多かった気がするので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の所属していた同社グループ内のB社では4月に賞与を支給していない旨回答しているところ、オンライン記録によると、平成16年及び17年については、いずれの年も3月に賞与が支給されており、4月には賞与が支給されていないことが確認できる。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成15年4月の標準賞与額の記録は見当たらない。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月からであり、同年4月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年3月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にはならない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 17 年まで

A社B事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社において組立工として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が加入しているC健康保険組合が発行した申立人の同社における被保険者資格証明書及び同社から提出された申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立人が、申立期間のうち、平成 11 年 10 月 21 日から 13 年 4 月 11 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社B事業所は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと回答しており、また、上記賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立人について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間における給与明細書を保有していない上、申立期間当時、A社B事業所には約 30 人のD人労働者が勤務していたとしているものの、氏名等を確認できないことから、申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の時期と比較して低額となっている。当時はベースアップが年 2 回もあったこともあり、給与のダウンは考えられない時代だったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A 社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和 41 年 3 月 1 日からの標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額と比較して低額となっている者が申立人のほかに 24 人いることが確認できる上、このうちの一人から提出された給与明細書により、当該低額となった標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年7月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では3か月間は見習として印刷の準備的な仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てているところ、同社の回答により、申立期間の一部期間は同社に勤務していたと推認できる。

しかし、A社は、「申立期間に係る保険料控除は不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿を保管していない。申立人は、入社直後に退職又は出勤しなくなったと考えられる。当時、試用期間は1か月あったと思う。」と回答している。

また、申立人は、「A社に勤める前に印刷関係の仕事をしたことが無い。」と回答しているところ、同社に係るオンライン記録により、平成2年から4年までの期間に中途採用で同社に入社した9人のうち、印刷関係の仕事をしたことがほとんど無い5人は、入社時期から10日から2か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に整理番号の欠番はみられない上、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は無く、申立期間のうち、平成4年6月22日以降は他社における雇用保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 55 年 10 月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことが確認できる雇用保険受給資格者証及び保険料控除が確認できる昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間の大部分を占める昭和 52 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 31 日までの期間について、A社に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

一方、申立人は、オンライン記録によると、昭和 51 年 11 月から申立期間を含めて 55 年 12 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。そして、A社に係る商業・法人登記簿謄本で確認できる役員のうち、年金記録が確認できる代表取締役及び1名の取締役も、申立人と同様に、申立期間において、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人から提出のあった昭和 54 年分源泉徴収票から見ると、記載されている社会保険料の総額は、給与支払総額から算出して、社会保険である雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のそれぞれの保険料の合計額の半分程度にすぎないところ、雇用保険は、上記のとおり申立人の加入が明らかであることから、当該社会保険料には、健康保険料及び厚生年金保険料が含まれないものと考えられる。そして、当該社会保険料は、申立人の加入が明らかな雇用保険及び国民年金並びに国民年金と一緒に加入する国民健康保険のそれぞれの保険料の合計額とほぼ一致することから、これらの保険料であると推認される。

このため、源泉徴収票における社会保険料の額から見ても、申立人は、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京（千葉）厚生年金 事案 24056（事案 15770、20774 及び 23071 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで

A社B営業所に勤務した期間のうち、昭和 50 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあっせんはできないとの通知を受けた。

しかし、昭和 50 年 2 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで及び 54 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの各期間についても勤務したことは確かであり、平成 9 年 4 月 7 日付けでA社が証明した実務経験証明書の写しを提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 50 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 1 日までの期間については、申立人はこれまでに 3 回申立てをしているところ、1 回目の申立てについては、申立人から提出されたA社が平成 21 年 9 月 3 日付けで発行した就業証明によると、申立人の就業期間は昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 31 日までとなっているが、同社は、当該証明は申立人の申出内容により作成したものであり、当該申出内容を確認できる資料等に基づくものではなく、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしていること、申立人の同社に係る雇用保険の資格取得日は、オンライン記録と一致していること等から、当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、申立人は、新たな資料として、自らの記憶に基づき作成し、A社の元B営業所長が署名押印した賃金台帳を提出しているところ、当該元営業所長は、申立人が作成した内容で間違いのないと思い当該賃金台帳に署名押印したが、申立人の給与及び保険料控除については不明であると供述していること、同社は、当時

の賃金台帳を保管しておらず、申立人の勤務実態等について確認することができないとしていること等から、当委員会の決定に基づき、平成23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立人は、新たな資料として、自らの記憶に基づき作成した2回目の申立ての際に提出した賃金台帳とは別の、上記元B営業所長が署名押印した賃金台帳を提出しているところ、当該元営業所長は、申立人が勤務していたことは確かなので当該賃金台帳に署名押印したが、経理事務及び社会保険事務は本社が行っていたので、申立人の給与及び保険料控除については不明である旨供述していること、申立人は、昭和49年12月頃、当該元営業所長から最近退職者が出たと聞いたので、A社B営業所に入社したと供述しているところ、申立人及び当該元営業所長が当時退職したとする者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は52年1月1日であることが当該者に係る厚生年金保険被保険者原票から確認できること等から、当委員会の決定に基づき、平成24年4月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、新たな資料として、A社が平成9年4月7日付けで証明した建設業法に基づく実務経験証明書の写しを提出し、申立期間①及び②に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申立てをしている。

しかしながら、当該実務経験証明書に記載されている事項についてみると、A社における申立人の勤務期間は、申立期間①及び②と一部異なり、申立人が従事したとする申立期間①及び②に係る工事については、不動産登記簿謄本や同社の元従業員の供述により確認できる工事の工期が申立期間①及び②と異なっていること、申立人は、実務経験証明書の記載事項を自らの記憶に基づき記載したと供述しており、同社取締役は、当該証明当時において、既に関係資料が保管されておらず、申立人の申出どおりに証明したものであると思うと供述していることから、当該実務経験証明書により申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたと推認することはできない。

また、A社から今回提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格取得日は昭和52年3月1日、資格喪失日は54年7月1日となっており、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、同社は、厚生年金保険被保険者となっていない期間は、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

これらのことから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。